仕事と雇用

雇用問題を考える視点
① 人口減少、少子化・高齢化社会にどう対応するのか。この間、20 代 30 代の教育訓練をなしえたのか。
② 企業、経営者の社会的責任はどこへ。利益は私有し損失は社会化する。
③ 内需拡大政策は（前川レポート）どうなった。若者の失業。

1、働き方、生き方を変えよう

・ＥＵ指令（同一価値労働同一賃金）
　　1997年　パートタイム指令
　　1998年　有期労働指令
　　非正規労働の差別禁止や保護
　　均等待遇、有期雇用契約の更新回数の上限
　　2008年　ＥＵ労働者派遣指令
　　賃金、休暇、労働時間、休憩時間、出産休暇、社員食堂、保育施設の利用、通勤サービス

・オランダ
　　ワッセナー合意（1982 年）
　　均等待遇　　賃金、手当、福利厚生、職業訓練、社会保障の適用
　　1996年　パートタイム労働とフルタイム労働の均等待遇を労働法に規定

・英国
　　若年失業者ニューディール政策
　　対象　　18 歳～24 歳　　失業者への手当を 6 ヶ月以上受給した若者
　　↓
　　ジョブセンタープラス（職業安定所）へ行く
　　行かないと手当がカット
　　パーソナルアドバイザーがつく

　　ゲートウェイ　　最長 4 ヶ月の就職活動（支援つき）
　　↓
　　オプション　　民間部門（政府から民間への補助）
　　ボランティア（失業手当を受け取る）
　　↓　　フルタイムの技能訓練
　　環境保護団体への就業
　　フォロースロー　26 週までの支援

経済が人々のために機能しているという信頼
〈・働きがいのある人間らしい仕事　・生産性の高い企業〉

いま人々は未来への希望を失っている
〈・経済、社会、政治の劣化　・人々はバラバラ〉

経済が人々のために機能しているのだという信頼
〈・介護や医療、年金、障害者福祉　・中小企業への貸し付け〉
〈・実体経済に資金を供給するという金融本来の機能の回復、貧困や社会的な不平等の解決〉

小泉構造改革の罪悪
〈・官から民へ、　・かんぽの宿＝オリックス〉
〈・多様な働き方へとなり、　・努力が報われない社会〉
結果は一金さえあれば、今さえ良ければ、自分さえ良ければ

２、残業と有給休暇

有給休暇の完全消化

コロンブスのタマゴ ― 経済の活性化（経済産業省・国土交通省、平成 14 年 6 月）

取得率が低い ― 実取得日数は 9 日（50%を切っている）

ILO132 号条約(1970 年) ― 年次有給休暇の分断された部分のひとつは、少なくとも中断されない 2 週間の連続休暇

取得の効果 ― 新規雇用　56 万人

代替雇用　92 万人

計　148 万人

推進のための政策 ― 家族で楽しめる休暇の実現

学校の長期休暇の分散

リクエスト休暇の創設

12 兆円の経済波及効果あり

労働に偏重した生活が、家庭崩壊や地域力の低下、教育や介護といった問題とも深くかかわっている。働いている人が家族や地域と向き合う時間を増加し、レジャーを通して、家族の交流を深める。

そして本人の精神的・身体的健康の回復や増進に役立つ。

・有給休暇

フランス ― 30 日、ドイツ ― 24 日、イギリス ― 4 週間

・平日の親子の接触（9 歳～14 歳の子）

	2000 年	2006 年
ほとんどない	14.1%	23.3%
30 分ぐらい	30.3%	21.9%

・子供の悩みを知らない父親 70%、母親 35%

３、残業

・サービス残業をゼロにして生産量を維持する。あるいは、残業をゼロにして生産量を維持するためには、何人の雇用者で置き換えられるのか。

（社会経済生産性本部、1999 年）

サービス残業ゼロの雇用創出効果 ― 90 万人

残業ゼロ ― 170 万人

・労働運動総合研究所（2008 年 10 月 31 日）の調査

サービス残業なし ― 120 万人

年休完全消化 ― 154 万人

・週に 50 時間以上働く人の割合（ILO2000 年）

日本 ― 28.1%

アメリカ ― 20.0%

オランダ ― 1.4%

スウェーデン ― 1.9%

・週に 60 時間以上働く男性の割合（2003 年）

20 歳～29 歳　17.0%

30 歳～39 歳　23.7%

40 歳～49 歳　22.7%

労働時間は週 60 時間以上働くものと、週 35 時間未満の労働者の割合が増え二極化している。
週 60 時間以上働く人の 80%近くがサービス残業。

必要な政策

割り増し賃金を引き上げること

ＥＵ指令（ＥＵ労働時間指令 2004）

24 時間ごとに 11 時間内の最低休息時間

7日間で48時間をこえない平均労働時間

・今後の失業予測 ― 270万人：08年12月～09年11月（大和総研）
輸出の減少―95万人、設備投資の減少―68万人、
その他(個人消費や住宅建設の減少など)－100万人
― 140万人（日本総研）

４、現在のヨーロッパの雇用対策

①ドイツ

・さまざまな雇用形態はあるが、賃金は労働時間の長短で給与差がでるが同一価値労働同一賃金。
・事務職はフレックスタイムを導入。規定された労働時間をこえる時間は翌月に繰り越せる。
・ワークシェア（30万人を対象としてワークシェアを進めている）
時短の減収分の60%、67%（子供のいる家庭）
↓
政府が補てん（支給期間は18ヶ月、社会保険料の一部も肩代わりする）
・派遣労働者
人材派遣会社との間で無期限の雇用契約、派遣先では有期となっている。
（健康保険、年金、失業保険などは完全に保障）
（8000社（人材派遣会社）で80万人が働いている）

②フランス

・一時帰休の活用促進―帰休時の支給手当の最低額を賃金の50%から60%へ引き上げる
年間の実施上限を1人年600時間→800時間、又は1000時間
（自動車など）
・失業手当―受給資格を失職前の就労期間を最短で4ヶ月に短縮
・職業訓練―対象枠の拡大
・失業者の起業支援―社会保険料を初年度1/4に引き下げる。
・雇用保険料―賃金の6.4%（日本の5倍）

賃金に対する保険料の割合―	フランス	6.4%
	ドイツ	3.3%
	スウェーデン	4.4%
	日　本	1.2%

・特殊雇用契約―企業に補助金を出して雇い入れを促す。30万人を予定。

フランスでは派遣は例外的で、産休や育児休暇などに対する対応として認められている。

③オランダ

・対　象：売り上げが3割おちた企業―従業員は時短勤務か一時休業
↓
企業の賃金負担減少（3割）を政府が補てんする
従業員は身分を失なわない。

④デンマーク

・解雇が自由―解雇者1人ひとりの人選の妥当性を労使で協議
・転職支援―6ヶ月間転職準備期間として有給で職業訓練の費用を負担する

雇用は均等待遇、失業給付の充実を図っている

５、最低賃金

まじめに仕事をしているのに、暮らしていけないほど賃金が安かったら、働く気がなくなる

・時給―全国平均 700円（1日8時間、週5日働いて年収150万円未満）
・昔は安い賃金で働く人―主婦や学生アルバイト
‖

今日派遣やパート収入だけで暮らしている人が増加している

・12都道府県で最低賃金が、生活保護の水準に達していない

６、非正規社員

・非正規労働者の内訳

パート	825 万人	４６％
アルバイト	332 万人	１９％
派遣社員	140 万人	８％
契約社員・嘱託	321 万人	１８％
その他	161 万人	９％
計	1779 万人	１００％

※総務省労働力調査、2008 年 7―9 月期の平均

・非正規雇用の年齢別状況

	1992 年	2007 年
15 歳～19 歳	36%	72%
20 歳～24 歳	17%	43%
25 歳～29 歳	12%	28%
30 歳～34 歳	14%	26%

・非正規社員の割合　37.8%（10 年前より 10.3 ポイント増加）

雇う理由　賃金節約　40.8%

専門的業種に対応　24.3%

雇用調整が可能　21.1%

働く理由で正社員要望は　20%

収入 ― 正社員の 40%が 20～30 万

非正規社員は 10 万未満が 40.5%

生活の主たる収入 ― 派遣 70.5%

― 契約 68.6%

・派遣労働者　384 万人

一般派遣 ― 20,000 事業所、特定派遣 ― 30,000 事業所

派遣先　127 万件（一般派遣 119 万 2252 件）

・企業内パート等非正規社員の比率

50%以上 ― 9%

40～50% ― 4%

30～40% ― 7%

20～30% ― 12%

10～20% ― 18%

仕事の内容　パート労働者　1148 万人（2006 年）

正社員と同じ仕事をするパートがいる　51.9%

・賃　金 ― フルタイム労働者（男性）20 代　367 万 7000 円

30 代　522 万円

40 代　646 万円

パートタイム（男性）　20 代　114 万円

30 代　163 万円

40 代　147 万円

年収 200 万円以下のフルタイム労働者 1570 万人

	1 万～10 万	10 万～20 万	20 万～30 万	30 万～40 万
正　規	1%	20.8%	33.3%	25.2%
非正規	37.2%	40.8%	12.7%	3.8%
派　遣	12.3%	44.2%	37.2%	4.3%
パート	50.8%	40.0%	5.7%	0.7%

・社会保険の適用（パート労働）
　雇用保険 ― 53.2%、健康保険 ― 36.0%、
　厚生年金 ― 31.0%、退職金　― 7.3%

・若年層の失業率―15 歳～24 歳　6.5%（ﾆｰﾄ　　62 万～64 万人
　　ﾌﾘｰﾀｰ　180 万人　　）

7、派遣の問題点

①2005 年から改正を検討
　経営者―事前面接の解禁、派遣期間制度の撤廃、
　　労働者への雇用契約申込み義務の廃止
　労働者―1985 年に戻すべき（専門業種に限定）、常用型にすべき
②本来労働者供給事業は禁止（職業安定法）
　1986 年―業種限定でスタート
　1999 年―原則自由（建設、港湾、警備、医療を除く）
　　１年の期間限定
　2003 年―３年まで可能に
③実態―ダンピングによる賃金ダウン、派遣先による事前面接、偽装請負、
　　契約の中途解約、日雇い派遣の急拡大、
　　グッドウィル＝日給 7250 円→直接 12000 円
④改正すべき点―専門的業種に限定すべき
　　登録型派遣中心のシステムの転換
　　派遣会社の資格要件の厳格化
　　事前面接の禁止
　　日雇い派遣の規制強化
⑤2009 年問題―製造業派遣制度は 2004 年 3 月 1 年の期間付きで 06 年契約期限が 3 年間に延長。
　　企業の選択
　　・3 ヶ月のクーリング期間を置いた後に再び派遣契約を結ぶ
　　・派遣から請負に形態を変える
　　・正社員や期間社員として直接雇用
　　・契約を打ち切る
⑥各国の派遣労働者（2006 年―１日あたりフルタイム換算）
　アメリカ　296 万人、　イギリス　127 万人、　日　本　122 万人―174 万人（2008 年）
　フランス　60 万人　　ド イ ツ　50 万人

派遣規制３つの論点
・派遣元の責任―雇用保険に入らず働かせたり、派遣先との契約を切られたら直ちに労働者との雇用契約も切ったりする企業
・派遣先の責任―中途解約についての責任の明確化
・製造業向け　―46 万人が働いている。禁止するかどうか

労働の「ジャスト･イン･タイム」
　部品の在庫を置かずに必用な時に、必要なだけ取り寄せる「ジャスト･イン･タイム」と同じ。

しかし労働力は、商品、部品ではない

8、日雇い派遣

1ヶ月あたり就業14日

平均月収　13万3000円

年収　159万6000円

年齢構成　39歳以下が80%（男性58%、女性40%）

勤続1年未満　100万円以下 ― 492万人

200～100円 ― 139万人

サラリーマン　年収200万円以下 ― 1022万8000人

女　性 ― 759万7000人

派遣の問題	給与からの天引き、物品の押し売り、禁止業種の派遣、 待ち時間の賃金未払い、事故（3年で9倍）

派遣会社　２万社～３万5000社（世界で77,500社、日本は30,600社）

派遣労働者　140万人

平均賃金　年―292万円

（１人の平均派遣料金１時間　2,050円・内労働者1,435円

会　社　615円）

キャリアラダー 非正規社員の経験や能力を企業内で評価し、賃金に反映していく仕組み

9、名ばかりの管理職・正社員

・名ばかりの管理職―月の残業200時間（早期出勤、深夜2時帰宅）

（すかいらーく）　年収300万円

〇あるコンビニ店長のケース（棚卸し、レジ打ち、人のやりくり、商品の発注・管理）

8月 7日　23時間半

8月 8日　23時間

8月 9日　16時間45分

8月10日　22時間

4日間96時間（24×４）で85時間の仕事、月の手当21万円で残業代払わず

・名ばかりの正社員―月平均150時間の残業。残業代はない、30代に多い。

・66店舗の調査―55店で88人おり、その内78人が本来の管理職ではなかった。

10、過　労

・<u>脳心臓疾患の労災―50代42%、40代29%、30代14%</u>

業種　運輸　25.8%

製造　18.9%

建設　12.8%

飲食etc　5.4%

・<u>精神疾患の労災―30代40.5%、20代18.5%、40代17.6%</u>

業種　専門技術職　28.0%

生産工程　22.4%

事務職　19.8%

販売　10.8%

11、雇用保険

・雇用保険に未加入の非正規労働者は 1000 万人をこえている。

・雇用保険に加入するには週 20 時間以上働き、雇用見込み期間が 1 年以上あることが必要。

↓

6 ヶ月以上に改正（保険料の 6 ヶ月の納付が必要）

・日本とアメリカ ― 負担が少なく給付も少ない。

欧　州― 失業扶助制度

‖

雇用保険と生活保護のあいだ（失業手当の受給期間が終わった人）

・民主党　求職者支援制度 ― 雇用保険の受給が終っても就職できない人などリストラにあった人、2009 年労働契約が更新されなかった人（自営業者も対象）

↓

職業訓練期間（月 10 万円程度）

・政府の改正案で 148 万人拡大 ―対象外は 344 万人

○ドイツ、イギリス、フランスの実施している失業扶助制度は、失業給付が切れて人や受給資格のない人たちを対象に一定額の生活給付を原則として年金開始年齢の 65 歳まで支給する

12、両立先進国と日本の立国環境の比較

		日本	フランス	スウェーデン
継続就業の実現	30 歳代女性労働力率	61.60%	79.50%	84.50%
ワーク・ライフ・バランス	週労働時間 50 時間以上の労働者割合	28.10%	5.70%	1.90%
	パートタイム労働の公正処遇ルール	―	時間比例原則	時間比例原則
	夫婦の帰宅時刻	19 時頃以前に帰宅と答えた者の割合 東京 22.6%	19 時頃以前に帰宅と答えた者の割合 パリ 50.4% リヨン 61.9%	平均・最頻帰宅時間 17 時頃
夫婦間の家事育児分担	6 歳未満児の父の 1 日あたり家事育児時間（カッコ内は育児時間）	48 分 （25 分）	2 時間 30 分 （40 分）	3 時間 21 分 （1 時間 7 分）
両立支援制度の利用	復職時の働き方	短時間勤務 18.2%	フルタイム 55% 短時間勤務 18.2%	フルタイム 38% 短時間勤務 62%

出所：OEOD Labour Statics Portal, ILO“Year book of Labour Statics”
家計経済研究所「日本・フランス・ドイツにおける家族・家庭生活に関する調査」2005
家計経済研究所「日本・スウェーデン家庭生活調査報告書」2004
Eurosat“How Europeans spend their time-Everyday life of women and men”2004
社会生活基本調査 2001,“Statics Year book Sweden”2006

13、大企業の利益など（資本金 10 億円以上の製造業のトータル）

・株主配当金

2001 年	2002 年	2006 年	2007 年
1 兆 7376 億円、	2 兆 2805 億円、	7 兆 2529 億円、	5 兆 6690 億円

・内部留保（利益余剰金）

2001 年	2002 年	2006 年	2007 年
56 兆 1699 億円、	55 兆 0973 億円、	74 兆 4304 億円、	76 兆 3640 億円

・従業員の賞与、給与

2001 年	2002 年	2006 年	2007 年
21 兆 7000 億円、	20 兆 3000 億円、	21 兆 9000 億円、	21 兆 3000 億円

・内部留保（2008 年 4 月）

トヨタ自動車　12 兆 3000 億円　　ホンダ　　4 兆 6000 億円

パナソニック　2 兆 8700 億円　　キャノン　2 兆 8000 億円
・株主配当―2007 年度 12 兆円が株への配当。純利益約 25 兆 2000 億円の半分

14、日本の現状

労働経済白書―平成 20 年度版（厚生労働省）

- 今回の景気回復過程で経済成長の成果は勤労者生活に十分に行き渡っていない
- 仕事から得られる満足度は長期的に低下傾向
- 正社員の絞り込みや業績・成果主義的な賃金制度の運用には多くの問題点
- 小売業などの長い営業時間は労働生産性向上の抑制要因で、人口減少社会にふさわしい業態づくりを
- 正社員の雇用機会の拡大が重要
- 業績・成果主義は適用範囲を見直したり、評価基準の明確化など運用改善が課題

・世界一の長時間労働　・４割近い（37.8%非正規社員）

・規制緩和を進めて、低賃金、社会保険の適用のない不安定な働かせ方が生まれ、大きな格差と貧困層が生まれた。労働コストの削減は、社会的不安や不満を生み、他方生活保護などの社会的コストが増える。
この際必要なことは、あらゆる労働の形態に係わりなく、あらゆる待遇を均等にすることが必要でＥＵ指令（同一価値労働同一賃金）が参考になる。
・今後新しい働き方の枠組みを社会全体が再構築していく必要がある。よりよい姿の雇用の創出と適正な給与、処遇の保障を進めることが必要である。
・残業をなくし有給休暇を取ることは、地域の人や家族、友人と過ごす時間増やし、リフレッシュができ、仕事へも集中や新しい発想を生み出し、企業にも社会にもプラスになる。
・イギリスやドイツでは、職場の中で働いている人の希望を聞いて、休暇や労働時間を割り当てるようなことを労使で合意している職場も多い。

●雇用調整助成金

雇用調整助成金の見直しポイント

	大企業	中小企業
雇用を維持する企業への助成率引き上げ	休業手当２／３　→　３／４	休業手当の８０%→９０%
ワークシェアリングで雇用を維持した企業への助成導入	有期契約なら１人当たり年２０万円	有期契約なら１人当たり年３０万円
	派遣なら年３０万円	派遣なら年４５万円

失業対策

・雇用保険、医療保険、年金などの安全ネットから、外されている人も多い。特に失業した人への安全ネットは充分ではない。生活保護を受けている人のうち 80%は病人・高齢者・障害者であって、現役世代は 20%であるが、なかなか生活保護の適用にはならない。
他方雇用保険の受給者は失業者の約 2 割にすぎず、雇用保険には５兆円もの積立金がある。

・民主党は失業したが、雇用保険を受給できない人、雇用保険を受け取ったが期間が終了して職についていない人に「求職者支援法」という法律を作って、これらの人々に職業訓練を受けることを条件に月 12 万円の生活費を支援することにしている。いわば、生活保護と雇用保険をつなぐ制度でＥＵの生活援助制度の役割を果たすものです。

雇用保険

どのくらいもらえるの？

自己都合の場合

加入期間	１年未満	1～4 年	5～9 年	10～19 年	20 年以上
全年齢	―	９０日		１２０日	１５０日

※　手当をもらえるまで、3 か月待つ必要がある（給付制限）

会社都合の場合

加入期間	1年未満	1～4年	5～9年	10～19年	20年以上
30歳未満	９０日	９０日	１２０日	１８０日	
30～34歳			１８０日	２１０日	２４０日
35～44歳				２４０日	２７０日
45～59歳		１８０日	２４０日	２７０日	３３０日
60～64歳		１５０日	１８０日	２１０日	２４０日

※給付制限なし

雇用者の内訳

	雇用保険の対象外（会社役員、公務員など）	８７０万人	１５．６％
	雇用保険加入者	３６８５万人	６６．３％
雇用保険に加入できない人	週労働20時間以上で、雇用期間6ヶ月以上	１４８万人	２．７％
	週労働20時間以上で、雇用期間6ヶ月未満	３４４万人	６．２％
	週労働20時間未満	３８４万人	６．９％
	学生アルバイト	１３０万人	２．３％

厚生労働省試算（07年、雇用者5561万人の内訳）

失業保険を受けていない失業者の比率

ブラジル	９３％	１５０万人
中　国	８４％	１７４０万人
日　本	７７％	２１０万人
米　国	５７％	６３０万人
カナダ	５７％	７０万人
英　国	４０％	８０万人
フランス	１８％	４０万人
ドイツ	１３％	４０万人

ILOまとめ

●パート労働者

パート法改正１年たって

■勤務先でパート・アルバイトが使える制度（「あり」の比率）　（%）

会社が実施・支援する定期健康診断	通勤費への補助制度	忌引休暇	一時金・賞与等臨時手当	会社の厚生施設の利用	職業能力向上のための教育訓練制度	育児休暇制度	定期昇給制度	傷病休暇	退職時一時金	生理休暇	介護休業制度	会社からの融資や利子補助等の制度
75.5	71.5	52.5	48.0	36.3	35.3	28.9	28.0	27.0	20.1	20.0	18.7	7.2

※2008年連合調べ「パート・派遣労働者生活アンケート」